

吸収合併に係る会社法第801条第1項に規定する書面

2023年6月30日

名古屋市中区東桜二丁目18番31号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役 伏見 有貴

当社は、2023年5月15日付で、RTCC株式会社（本店：名古屋市中区栄二丁目6番1号）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、RTCC株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年6月30日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求および新株予約権の買取請求ならびに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社であるRTCC株式会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社であるRTCC株式会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社であるRTCC株式会社は、新株予約権を発行していませんので、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

消滅会社であるRTCC株式会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2023年5月16日付の官報で公告を行うとともに、同日付で個別債権者に対し催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求および債権者の異議に関する手続きの経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、会社法第796条の2に基づく吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、会社法第797条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
存続会社である当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2023年5月16日付の官報で公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、吸収合併の効力発生日である2023年6月30日をもって、吸収合併消滅会社であるRTCC株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。
6. 吸収合併による変更登記をした日
2023年6月30日
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2023年5月16日

名古屋市中区栄二丁目6番1号
RTCC株式会社
代表取締役 伏見有貴

当社は、2023年5月15日付で、リゾートトラスト株式会社（本店：名古屋市中区東桜二丁目18番31号）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、リゾートトラスト株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことにしました。

本合併に関する、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併の内容

(1) 当社は、本合併を行うため、2023年5月15日付をもって、リゾートトラスト株式会社との間で別紙1の合併契約書を締結いたしました。

(2) 合併の方法

当社を消滅会社とし、リゾートトラスト株式会社を存続会社（以下、「存続会社」という。）とする吸収合併方式により行うものといたします。

(3) 合併の日程

合併契約承認取締役会（存続会社）	2023年5月15日
合併契約承認取締役会（当社）	2023年4月28日
合併契約締結	2023年5月15日
合併期日（効力発生日）	2023年6月30日（予定）
合併登記日	2023年6月30日（予定）

なお、存続会社は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、当社は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、株主総会の承認を得ないで吸収合併手続を行います。

2. 合併対価の相当性および割当ての相当性に関する事項

当社は、存続会社の完全子会社であるため、存続会社は、吸収合併に際して株式等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 存続会社についての事項

(1) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

いずれの会社においても、効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、効力発生日以後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

よって、本合併における存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断します。

以上

収入印紙

4万円

合併契約書

リゾートトラスト株式会社（以下、「甲」という。）とR T C C株式会社（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条

- 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務を承継する。
- 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。
 - 吸収合併存続会社
商号：リゾートトラスト株式会社
住所：名古屋市中区東桜二丁目18番31号
 - 吸収合併消滅会社
商号：R T C C株式会社
住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

（存続会社が交付する金銭等）

第2条

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して新株を発行しない。

（増加すべき資本金の額および資本準備金の額）

第3条

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、資本金は増加しない。

（効力発生日）

第4条

効力発生日は、2023年6月30日とする。ただし、合併の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲・乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（合併契約の承認）

第5条

甲および乙は、本契約の承認および合併に必要な事項は取締役会で決議し、株主総会の承認を得ることなく合併をすることができる。

（合併財産の引継ぎ）

第6条

1. 乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎として、これに合併期日までの増減を加減した一切の資産・負債および権利・義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2. 乙は、2023年4月1日から効力発生日に至る間の資本および負債の変更については、別途計算書を添付してその内容を甲に対して明示する。

(善管注意義務)

第7条

甲および乙は、本契約の締結後効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ、財産を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

(従業員の処遇)

第8条

甲は、乙の従業員を効力発生日において全員引き継ぐ。なお、勤続年数については、乙における計算方式による年数を通算し、その他については、甲・乙協議して決定する。

(合併条件の変更および本契約の解除)

第9条

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、天災地変その他やむを得ない事由によって、甲または乙の財産状態および経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲・乙協議のうえ、合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条

本契約は、法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めなき事項)

第11条

本契約に定めのない事項および合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲・乙協議してこれを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲・乙記名・押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

年 月 日

(甲) 名古屋市中区東桜二丁目18番31号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役 伏見有貴

(乙) 名古屋市中区栄二丁目6番1号
RTCC株式会社
代表取締役 伏見有貴

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、度重なる緊急事態宣言が発出された後、ワクチン接種の普及等により経済活動に改善の動きが見られたものの、新たな変異株の出現により経済活動が再び制限されたことに加え、2月にはロシアによるウクライナ侵攻に伴い先行き不透明感が強まりました。

当社グループの当連結会計年度の状況は、国内の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う3度目の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、4度目の緊急事態宣言の発出とその延長に伴い制限を受けましたが、ワクチン接種の進展などが後押しし、回復の動きも見られました。しかしながら、新たな変異株の出現により再び経済活動が制限されたほかエネルギー、資源価格の高騰等により、ホテルレストラン等事業において、集客およびホテル運営に大きな影響を受けました。メディカル事業においても、シニアレジデンスへの新規入居が鈍化するなど、昨年度に引き続き、当社グループの事業活動へ大きな影響を与えています。一方で、会員権事業においては、2021年6月から販売を開始した「サンクチュアリコート高山」や既存ホテル会員権の販売が過去最高のペースで、好調に推移しました。また、コロナ禍における検診の重要性が認知される中、メディカル会員権の販売も好調でした。このような環境に即し、メディカル事業での知見をフルに活かした当社グループ独自の3密対策や情報提供を行い、安心安全な施設で、より豊かで幸福な時間を過ごしていただけるよう「一生涯戦略」のさらなる推進を行っております。

上記のとおり、会員権販売は好調に推移し、前年を上回る契約高となった一方で、ホテル運営は依然として厳しい環境であったこと、前年同期には会員制ホテルの新規開業に伴い繰延べてきた不動産収益の一括収益計上があったのに対し、当期は無いことなどにより、売上高157,782百万円（前期比5.8%減）、営業利益8,693百万円（同40.9%減）、経常利益11,123百万円（同37.0%減）、と減収減益となりましたが、前年同期に比べ「減損損失」が減少したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益5,775百万円（前年度は10,213百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）と、大幅な増益になりました。

なお、会計期間における実力ベースの利益を表す「評価営業利益」においては、増収増益となり、コロナ禍でのビジネス耐性を示す結果であったと評価しております。

② 事業別概況

企業集団の事業セグメント別売上状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
会 員 権 事 業	66,523	39.7%	40,946	26.0%	△38.4%
ホテルレストラン等事業	60,322	36.0	73,699	46.7	22.2
メ デ ィ カ ル 事 業	40,022	23.9	42,432	26.9	6.0
そ の 他	670	0.4	704	0.4	5.0
合 計	167,538	100.0	157,782	100.0	△5.8

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

<会員権事業>

会員権事業においては、2021年6月から販売を開始した「サンクチュアリコート高山」や既存ホテル会員権の販売が過去最高のペースで好調に推移した一方で、前年同期に会員制ホテルの新規開業に伴う不動産収益の一括計上があったのに対し、当期は無いことなどにより、会員権事業全体として売上高40,946百万円（前期比38.4%減）、営業利益11,887百万円（同48.2%減）となりました。

<ホテルレストラン等事業>

ホテルレストラン等事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、レストランの時短営業や酒類提供の制限を受けたほか、訪日外国人、ビジネス利用客は回復せず、国内宿泊需要の回復も限定的であったことなど、依然として、ホテル運営には厳しい環境が継続しましたが、ワクチン接種の普及も後押しし、徐々に改善の動きも見られました。一方で2022年に入ってから、新たな変異株の拡大や資源価格高騰の影響を受けました。この環境下で、前年同期よりも、更に「会員制らしい」安心と安全を最優先したホテル運営の認知が広がったことなどにより、ホテルレストラン等事業全体として売上高73,699百万円（前期比22.2%増）、営業利益261百万円（前年度は6,165百万円の営業損失）となりました。

<メディカル事業>

メディカル事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、シニアレジデンスの入居者募集活動が制限された一方、コロナ禍において「検診」の重要性が認知される中で、総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」の会員権販売が過去最高の販売ペースで推移し、好調であったこと、会員の増加に伴う年会費収入等が増加したこと、一般健診の需要が回復したことなどにより、収益が拡大しましたが、収益認識基準の変更に伴い会員権の収益が繰延べられる一方で販売関連費用は先行的に計上されることなどにより、メディカル事業全体として売上高42,432百万円（前期比6.0%増）、営業利益5,736百万円（同9.5%減）となりました。

なお、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、従来の方法に比べて、売上高は1,907百万円減少、セグメント利益は1,922百万円減少しておりますので、旧基準で比較すれば増益の結果となっております。

<その他>

「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業等を含んでおります。その他全体として売上高704百万円（前期比5.0%増）、営業利益766百万円（同44.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、ホテルやメディカル関連施設の建設など生産設備の増強や既存施設の修繕などを継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は6,404百万円であります。その主なものは既存施設の修繕やシステム投資などに伴う有形・無形固定資産の取得によるものであります。なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金等によって賄っております。

(3) 対処すべき課題

わが国における今後の経済情勢につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルス感染症の再拡大が与える影響が見通しにくく、エネルギーや資源価格、人件費の高騰などにより、厳しい環境が続くことが予想されます。

当社グループは、このような時だからこそ、会員様を始めとするお客様に寄り添い、「会員制の基本」に立ち返り、信頼関係の維持、向上に努めるとともに、メディカル事業の「予防」や早期治療を目指した「早期診断」で培ったノウハウと情報の活用を行い、お客様の「健康」に関わる課題の解決も積極的に行っております。

観光産業においては、コロナ禍で顕在化した新たな需要に対応するサービス提供が期待されています。また、ヘルスケア産業においても、コロナ禍で加速したオンライン診療を始めとするデジタルテクノロジーとデータ活用によるサービスの革新が期待されているほか、「人生100年時代」において、全ての人々が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要とされております。

このような環境に即し、当社グループは、中期経営計画「Connect 50 ～ご一緒します、いい人生～」において、強固なグループブランドを実現し、「一生涯」を通じてお付き合いしただけのグループになることを目指しております。

私たちリゾートトラストグループは、皆様と共に、より豊かで幸福な社会づくりに貢献するため「環境・社会・ガバナンス」において社会的責任を果たし、人々のウェルビーイングの実現と持続的な成長を目指した経営を続けてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (2018年度)	第 47 期 (2019年度)	第 48 期 (2020年度)	第 49 期 当連結会計年度 (2021年度)
売 上 高 (百万円)	179,542	159,145	167,538	157,782
経 常 利 益 (百万円)	19,528	12,476	17,647	11,123
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	12,358	7,135	△10,213	5,775
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	115.53	66.65	△95.39	54.27
総 資 産 (百万円)	401,426	400,833	407,243	394,408
純 資 産 (百万円)	132,050	132,991	120,791	106,832

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託(株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、(株)日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式1,272,000株を含めております。
2. 第46期は、2019年3月に「ラグーナベイコート倶楽部」が開業したことに伴い、不動産売上及び収益が計上されたこと、2018年2月に「芦屋ベイコート倶楽部」、2018年4月に「エクシブ六甲サンクチュアリ・ヴィラ」が開業したことによりホテル運営収益に業績貢献し、増収増益となりました。
3. 第47期は、大型ホテルの開業が無かったため、前期と比べて不動産収入が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛要請、休業、休校等の動きが加速したことで、2020年3月の行楽シーズン、春休み期間等の旅行需要が大幅に落ち込んだことなどにより、減収減益となりました。
4. 第48期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で様々な営業活動が制限されましたが、会員制の事業を中心に営業活動が底堅く推移したことに加え、「横浜ベイコート倶楽部」が開業したことで不動産収益が計上され増収となりましたが、一般向けホテル等で減損損失を計上したことにより減益となりました。
5. 第49期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (2018年度)	第 47 期 (2019年度)	第 48 期 (2020年度)	第49期(当期) (2021年度)
売上高 (百万円)	134,535	110,831	122,942	106,310
経常利益 (百万円)	12,872	7,021	11,591	4,631
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	8,652	4,306	△19,296	3,871
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	80.89	40.23	△180.22	36.37
総資産 (百万円)	328,740	324,532	326,199	308,679
純資産 (百万円)	100,054	98,176	77,677	75,995

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託 (株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、(株)日本カストディ銀行 (信託E口) 所有の当社株式1,272,000株を含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
(株) ハイメディック	300百万円	100.0	メディカルクラブの開発及び運営
アール・ティー開発(株)	100百万円	100.0	不動産の売買、賃貸及びその管理
リゾートトラストゴルフ事業(株)	100百万円	100.0	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	50百万円	100.0	ヘアアクセサリ等の製造販売
トラストガーデン(株)	50百万円	100.0	介護サービス事業
R T C C (株)	50百万円	100.0	旅行業法に基づく旅行業務
ジャストファイナンス(株)	10百万円	100.0	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
(株) ジェス	10百万円	100.0	建物及び各種付帯設備の清掃
アール・エフ・エス(株)	10百万円	100.0	経理、総務等の事務請負
RESORTTRUST HAWAII, LLC	290,000千米ドル	100.0	ホテルの経営
(株)アドバンスト・メディカル・ケア	100百万円	100.0 (100.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株)関西ゴルフ倶楽部	75百万円	100.0 (100.0)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
(株)サンホテルエージェンツ	10百万円	100.0 (100.0)	損害保険等の代理業務
(株)日本スイス・パーフェクション	10百万円	100.0 (100.0)	化粧品又は化粧用具の輸入、販売及び販売代理業
(株)シニアライフカンパニー	1万円	100.0 (100.0)	有料老人ホーム及び高齢者向け住宅施設の運営
(株) C I C S	1,472百万円	76.0 (76.0)	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
(株)東京ミッドタウンメディスン	100百万円	66.5 (66.5)	医療施設経営のコンサルティング
(株) i M e d i c a l	100百万円	51.0 (51.0)	医療関連システム開発及び支援業務
(株)ダイヤメディカルネット	100百万円	51.0 (51.0)	遠隔画像診断サービス
(株)ウェルコンパス	50百万円	51.0	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株)セントメディカル・アソシエイツ	9百万円	51.0 (51.0)	遠隔医療に関する診断システム開発、設計及び販売
(株)進興メディカルサポート	100百万円	50.0 (50.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング

(注) 1. 当社の議決権比率欄の(内書)は間接所有を表しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. (株)関西ゴルフ倶楽部は、2021年6月18日付で9百万円増資いたしました。

4. (株)ウェルコンパスは、2022年3月1日付でリゾートトラスト(株)の子会社となりました。

③ 企業結合の成果

連結子会社は22社であります。当連結会計年度の売上高は157,782百万円（前期比5.8%減）となりました。また、営業利益は8,693百万円（同40.9%減）、経常利益は11,123百万円（同37.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,775百万円（前年度は10,213百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

会員権事業	ホテル会員権の販売、ホテル会員権購入者を対象とした金銭の貸与
ホテルレストラン等事業	ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス（名義変更料、旅行部門の売上高、通販売上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入）、損害保険代理業、ヘアアクセサリ等の製造・販売及びトータルビューティー事業
メディカル事業	メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象とした金銭の貸与、医療施設の設立及び運営・経営コンサルティング事業、医療設備賃貸業、介護サービス事業、高齢者向け住宅の管理運営、医療機器・研究用機器の開発及び製造・販売、医療関連システム開発及び支援業務、遠隔医療に関する診断システム開発及び設計・販売
その他	不動産の賃貸等

(7) 主要な事業所

① 当社の事業所

事 務 所	住 所
名古屋本社	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31
東京本社	東京都渋谷区代々木4-36-19 リゾートトラスト東京ビル
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビル
横浜支社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMOライジングビル

施 設	住 所
1. 東京ベイコート倶楽部	東京都江東区有明3-1-15
2. 芦屋ベイコート倶楽部	兵庫県芦屋市海洋町14-1
3. ラグーナベイコート倶楽部	愛知県蒲郡市海陽町2-9-1
4. 横浜ベイコート倶楽部	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-4
5. ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-3
6. エクシブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-1
7. エクシブ伊豆	静岡県伊東市富戸1317-5243
8. エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-76
9. エクシブ軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢23-1
10. エクシブ鳥羽アネックス	三重県鳥羽市安楽島町字二地169-2
11. エクシブ淡路島	兵庫県洲本市小路谷字古茂江1275-3
12. エクシブ山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12
13. エクシブ白浜アネックス	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-44
14. エクシブ琵琶湖	滋賀県米原市磯1477-2
15. エクシブ蓼科	長野県茅野市蓼科高原北山4035
16. エクシブ鳴門	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津167-3
17. エクシブ初島クラブ	静岡県熱海市初島800
18. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津110-2
19. エクシブ浜名湖	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前4620
20. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢25
21. エクシブ那須白河	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3
22. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ ドゥーエ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津105-2
23. エクシブ京都 八瀬離宮	京都府京都市左京区八瀬野瀬町74-1

施設	住所
24. エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラ	山梨県南都留郡山中湖村平野562-15
25. エクシブ箱根離宮	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下112-2
26. エクシブ有馬離宮	兵庫県神戸市北区有馬町1661-11
27. エクシブ軽井沢 パセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢21-1
28. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字反り向97-2
29. エクシブ鳥羽別邸	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-8
30. エクシブ湯河原離宮	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上631-1
31. エクシブ六甲 サンクチュアリ・ヴィラ	兵庫県神戸市灘区六甲山町北六甲4512-28
32. リゾーピア熱海	静岡県熱海市東海岸町13-93
33. リゾーピア久美浜	京都府京丹後市久美浜町湊宮1302-2
34. リゾーピア別府	大分県別府市堀田7組の1
35. サンメンバーズひるがの	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-362
36. サンメンバーズ京都嵯峨	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町27-1
37. サンメンバーズ名古屋白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ホテルトラスティ名古屋 白川内)
38. サンメンバーズ鹿児島	鹿児島県鹿児島市堀江町19-14 (ホテル サンフレックス鹿児島内)
39. ホテルトラスティ東京ベイサイド	東京都江東区有明3-1-15
40. ホテルトラスティ大阪 阿倍野	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-10-300
41. ホテルトラスティ名古屋 白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ヴィア白川内)

(注) 「サンメンバーズ東京新宿」、「サンメンバーズ名古屋錦」、「ホテルトラスティ名古屋 栄」、「ホテルトラスティ心齋橋」、「ホテルトラスティ神戸 旧居留地」、「ホテルトラスティ金沢 香林坊」、「ホテルトラスティ プレミア 日本橋浜町」及び「ホテルトラスティ プレミア 熊本」は、2022年3月31日に閉鎖いたしました。

② 子会社の事業所

会 社 名	本 社 住 所
(株) ハイメディック	東京都渋谷区代々木4-36-19
トラストガーデン(株)	東京都渋谷区代々木4-36-19
(株) 日本スイス・パーフェクション	東京都渋谷区代々木4-36-19
(株) シニアライフカンパニー	東京都渋谷区代々木4-36-19
アール・ティール開発(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
リゾートトラストゴルフ事業(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) コンプレックス・ビズ・インターナショナル	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
R T C C (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ジャストファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) ジェス	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
アール・エフ・エス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) サンホテルエージェント	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) 関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877-1
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) 東京ミッドタウンメディスン	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) ウェルコンパス	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) C I C S	東京都江東区有明3-5-7
(株) i M e d i c a l	東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー
(株) ダイヤメディカルネット	東京都千代田区三番町22-7
(株) セントメディカル・アソシエイツ	愛知県名古屋市中区栄1-22-22
(株) 進興メディカルサポート	東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル
RESORTTRUST HAWAII, LLC	USA 5000 Kahala Avenue Honolulu, HI 96816

(注) (株)ウェルコンパスは、2022年3月1日付でリゾートトラスト(株)の子会社となりました。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
会 員 権 事 業	694
ホ テ ル レ ス ト ラ ン 等 事 業	4,913
メ デ ィ カ ル 事 業	1,810
そ の 他	3
全 社 (共 通)	483
合 計	7,903 (3,110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,321名	116名 減	38.9歳	10.9年
女 性	1,954	107 減	31.7	6.7
合計または平均	5,275	223 減	36.2	9.3

- (注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(144名)及び臨時従業員(期中平均人数2,169名)は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
(株) 三 井 住 友 銀 行	17,331 百万円
(株) み ず ほ 銀 行	11,600
(株) 三 菱 U F J 銀 行	9,198
農 林 中 央 金 庫	5,000
み ず ほ 信 託 銀 行 (株)	3,100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 108,520,799株 (うち自己株式数 1,091,320株)
 (3) 株主数 37,965名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	15,053,000 株	14.0 %
(株)宝塚コーポレーション	13,419,648	12.4
(株)日本カストディ銀行信託口	5,663,100	5.2
サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	3,351,760	3.1
伊 藤 興 朗	3,036,563	2.8
(株)ジ ー ア イ	1,921,976	1.7
(株)日本カストディ銀行信託口4	1,745,900	1.6
住友生命保険相互会社	1,555,200	1.4
(株)き ん で ん	1,442,600	1.3
(株) K Y	1,335,000	1.2

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式1,091,320株を保有しております。
 自己株式には、E S O P「株式給付信託(株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、(株)日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式1,272,000株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	263,838株	10名

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年6月29日の当社取締役会決議に基づき、2021年7月29日に、譲渡制限付株式報酬として、263,838株の自己株式を処分しました。
 ② 当社は、譲渡制限付株式への充当及び機動的な資本政策の遂行を可能にするため、2021年6月29日の当社取締役会決議に基づき、2021年7月8日から8月2日までの間、市場取引により、1,200,000株の自己株式を総額2,188,145,100円で取得しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役ファウンダー	伊 藤 興 朗	グループCEO（グループ最高経営責任者）
代表取締役会長	伊 藤 勝 康	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	伏 見 有 貴	COO（最高執行責任者）
専 務 取 締 役	井 内 克 之	業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）
専 務 取 締 役	新 谷 敦 之	会員制本部長
専 務 取 締 役	内 山 敏 彦	料理飲料部門管掌
常 務 取 締 役	高 木 直	会員制本部副本部長兼大阪支社長
常 務 取 締 役	花 田 慎一郎	開発部門管掌
常 務 取 締 役	古 川 哲 也	メディカル本部長
取 締 役	荻 野 重 利	ホテル&リゾート本部長
取 締 役	野 中 ともよ	
取 締 役	寺 澤 朝 子	
取締役（監査等委員）	美濃羽 英 伸	
取締役（監査等委員）	相 羽 洋 一	
取締役（監査等委員）	赤 堀 聰	
取締役（監査等委員）	中 谷 敏 久	
取締役（監査等委員）	三 宅 勝	

- (注) 1. 取締役のうち野中ともよ氏、寺澤朝子氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び三宅勝氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員として、美濃羽英伸氏を選定しております。
3. 谷口嘉孝氏は、2021年6月29日付で取締役（監査等委員）を退任しました。
4. 取締役（監査等委員）美濃羽英伸氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）相羽洋一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）赤堀聰氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役野中ともよ氏、寺澤朝子氏、取締役（監査等委員）相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び三宅勝氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

9. 取締役荻野重利氏は、2022年4月1日付でホテル&リゾート本部長を解かれ、ホテル&ゴルフ本部長を委嘱されました。

(2) 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	伊藤 興 朗	(株)宝塚コーポレーション	代表取締役社長	不動産賃貸業
		(株)ハイメディック	代表取締役社長	メディカルクラブの開発及び運営
	伏見 有 貴	(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	代表取締役社長	ヘアアクセサリ等の製造販売
		トラストガーデン(株)	代表取締役社長	介護サービス事業
		R T C C (株)	代表取締役	旅行業法に基づく旅行業務
		(株)シニアライフカンパニー	代表取締役	有料老人ホーム及び高齢者向け住宅施設の運営
		(株)C I C S	代表取締役会長	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
		(株)東京ミッドタウンメディスン	代表取締役	医療施設経営のコンサルティング
		井内 克 之	ジャストファイナンス(株)	代表取締役
	アール・エフ・エス(株)		代表取締役	経理、総務等の事務請負
	(株)ハイメディック		監査役	メディカルクラブの開発及び運営
	(株)アドバンスト・メディカル・ケア		監査役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
	(株)i M e d i c a l		監査役	医療関連システム開発及び支援業務
	(株)ウェルコンパス		監査役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
	古川 哲 也	(株)ハイメディック	代表取締役	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	代表取締役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		(株)C I C S	代表取締役社長	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
		(株)i M e d i c a l	代表取締役会長CEO	医療関連システム開発及び支援業務
		(株)ウェルコンパス	代表取締役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		(株)進興メディカルサポート	代表取締役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
荻野 重 利	(株)ジエス	代表取締役	建物及び各種付帯設備の清掃	
	RESORTTRUST HAWAII, LLC	代表者	ホテルの経営	
寺澤 朝 子	中 部 大 学	学長補佐 教授		
取締役 (監査等委員)	相羽 洋 一	しるべ総合法律事務所	代表パートナー	
			弁 護 士	
	赤堀 聰	赤堀聰税理士事務所	所 長 税 理 士	
中谷 敏 久	監査法人マーキュリー	代表社員		
		公 認 会 計 士		

- (注) 1. 取締役伏見有貴氏は、2021年6月24日付で(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナルの代表取締役社長に就任しております。
2. 取締役伏見有貴氏は、2021年6月1日付でR T C C(株)の代表取締役に就任しております。
3. 取締役井内克之氏は、2022年3月1日付で(株)ウェルコンパスの監査役に就任しております。

4. 取締役井内克之氏は、2021年6月25日付で(株)セントメディカル・アソシエイツの監査役を退任しております。
5. 取締役古川哲也氏は、2022年3月1日付で(株)ウエルコンパスの代表取締役役に就任しております。
6. 取締役古川哲也氏は、2021年6月25日付で(株)セントメディカル・アソシエイツの代表取締役会長CEOを退任しております。
7. 取締役古川哲也氏は、2021年6月25日付で(株)ダイヤモンドメディカルネットの代表取締役社長を退任しております。
8. 取締役古川哲也氏は、2021年6月29日付で(株)日本スイス・パーフェクションの代表取締役社長を退任しております。
9. しるべ総合法律事務所は、2022年4月1日付で弁護士法人しるべ総合法律事務所に組織変更しております。
10. 取締役（監査等委員）相羽洋一氏は、2022年4月1日付で代表パートナーから社員に変更しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,073 (12)	712 (12)	— (—)	360 (—)	12 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	36 (24)	36 (24)	— (—)	— (—)	6 (5)
合計 (うち社外取締役)	1,110 (36)	749 (36)	— (—)	360 (—)	18 (7)

- (注) 1. 上記の金額には当事業年度の役員退職慰労引当金として費用処理した18百万円(取締役(社外取締役及び監査等委員を除く10名)は含まれておりません)。
2. 2016年6月29日開催の第43回定時株主総会における打ち切り支給の決議に基づき、退任した社外取締役(監査等委員)に対し、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任 1名 8百万円

② 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的として、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。目標となる業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、当該業績指標を選定した理由は、株主共同の利益への配慮をお約束するためであります。当該報酬の数の算定方法は、当社役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて決定した配分原資(一事業年度あたり197百万円を上限)を元に、役位、職責、業績への貢献度その他の事情を踏まえ、業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式(但し、ポイントの端数部分については現金)を給付することとしております。なお、具体的に付与するポイント数は、上記目的に適合するように、報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定することとしております。当該事業年度を含む「親会社株主に帰属する当期純利益」の推移は事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(4)財産及び損益の状況の推移」(7頁から8頁まで)に記載のとおりです。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えつつ、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬としての譲渡制限付株式を付与しております。譲渡制限期間は、当社の取締役を退任する日までの期間であり、当該株式の付与状況は、「2.会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は13名です。また、2021年6月29日開催の第48回定時株主総会において、当該金銭報酬の報酬限度額の枠内で当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の額を年額197百万円以内、当該金銭報酬の報酬限度額とは別枠で、当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与を年1,200千株以内、年額1,200百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。また、監査等委員である取締役の退職慰労金については、2016年6月29日開催の第43回定時株主総会において監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、当該定時株主総会の終結の時までの在任中の労に報いるため、監査等委員である取締役2名に対して当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することを決議しております。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。本項において、以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- i 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の拡大を目指すインセンティブとして十分に機能し各取締役の動機付けがなされ、優秀な人材を経営者として確保可能な報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）の原案を報酬諮問委員会に諮問し、答申内容を踏まえて取締役会において決定方針を決議いたしました。
 - ii 決定方針の内容の概要
 - a. 当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の拡大を目指すインセンティブとして十分に機能し各取締役の動機付けがなされ、優秀な人材を経営者として確保可能な報酬体系とし、取締役の報酬は、固定報酬、退職慰労金、株式給付信託及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、独立性の観点から固定報酬のみといたします。
 - b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。当社の取締役の退職慰労金は、第48回定時株主総会第4号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件」に従い、当該株主総会までの在任中の労に報いるため、役位、在任年数、貢献度その他の事情を考慮して、決定した基準に従い、取締役の退任時に、打ち切り支給するものとします。

- c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針について、当社の取締役の株式給付信託は、業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的として、役位、職責、在任年数その他の事情に応じて予め設定した水準に従い、取締役に対し、報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定した業績目標の達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式（但し、ポイントの端数部分については現金）を給付いたします。また、当社の取締役の譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えつつ、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、職責、在任年数その他の事情に応じて予め設定した水準に従い、原則として、毎年一定の時期に譲渡制限を設定した上で当社株式を割り当てます。
 - d. 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において諮問を行います。
 - e. 個人別の報酬の額及び数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬の額及び数の決定といたします。上記委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬諮問委員会にて原案を諮問し、答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬を決定することといたします。
 - iii 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役ファウンダー伊藤與朗、代表取締役会長伊藤勝康及び代表取締役社長伏見有貴が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。
- その権限の内容は、各取締役の個人別の基本報酬の額の決定であり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。
- 当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬の内容を決定するに際しては、予め報酬諮問委員会にて原案を諮問して、答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬を決定することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 取締役寺澤朝子氏の兼職先である中部大学は、当社との間に重要な取引その他重要な関係はありません。
 取締役（監査等委員）相羽洋一氏の兼職先であるしるべ総合法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。
 取締役（監査等委員）赤堀聰氏の兼職先である赤堀聰税理士事務所は、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。
 取締役（監査等委員）中谷敏久氏の兼職先である監査法人マーキュリーは、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況と役割
取締役	野中ともよ	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営の多様な経験及び政治・社会・環境等の幅広い見地から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役	寺澤朝子	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、企業での豊富な調査経験及び経営学における専門的な見地から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	相羽洋一	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、監査等委員会14回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	赤堀聰	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回のすべてに出席し、税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。同氏は6月29日に指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員長に着任しております。
取締役 (監査等委員)	中谷敏久	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	三宅勝	同氏は2021年6月の就任後当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会11回のすべてに出席し、公務員として行政に従事した豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。また、就任後より指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員を務めておりますが、就任後当事業年度に、指名諮問委員会・報酬諮問委員会は開催されておられません。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役である野中ともよ氏、寺澤朝子氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び三宅勝氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(6) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 85百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬の見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項に定める同意の判断をいたしました。

2. 会計監査人に対する報酬等の額については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額で記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

105百万円

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 子会社の監査に関する状況

当社子会社の株式会社関西ゴルフ倶楽部及びRESORT TRUST HAWAII, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行い、不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	139,538	流 動 負 債	133,353
現金及び預金	28,794	支払手形及び買掛金	1,354
受取手形、売掛金及び契約資産	9,609	短期借入金	8,799
営業貸付金	44,250	一年内返済予定の長期借入金	18,587
割賦売掛金	33,155	一年内償還予定の社債	150
有価証券	3,601	リース債務	1,147
商標	936	未払金	8,711
販売用不動産	5,896	未払法人税等	2,373
原材料及び貯蔵品	1,262	未払消費税等	2,736
仕掛販売用不動産	6,703	前受金	63,728
その他の	6,237	前受収益	14,714
貸倒引当金	△909	債務保証損失引当金	42
		ポイント引当金	497
		その他	10,511
固 定 資 産	254,869	固 定 負 債	154,222
有 形 固 定 資 産	175,900	長期借入金	24,787
建物及び構築物	102,551	リース債務	11,406
機械装置及び運搬具	1,918	繰延税金負債	640
リース勘定	7,635	株式給付引当金	380
土地	48,860	退職給付に係る負債	2,613
リース資産	6,776	長期預り保証金	30,030
建設仮勘定	4,964	償却型長期預り保証金	79,264
その他	3,193	その他	5,100
無 形 固 定 資 産	7,579	負 債 合 計	287,575
のれん	1,688	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,969	株 主 資 本	98,213
その他	1,921	資本金	19,590
投 資 そ の 他 の 資 産	71,390	資本剰余金	21,616
投資有価証券	26,148	利益剰余金	60,520
関係会社株式	1,331	自己株式	△3,513
長期貸付金	5,541	その他の包括利益累計額	3,174
退職給付に係る資産	357	その他有価証券評価差額金	2,024
繰延税金資産	18,568	為替換算調整勘定	887
その他	19,923	退職給付に係る調整累計額	262
貸倒引当金	△479	新株予約権	313
資 産 合 計	394,408	非支配株主持分	5,130
		純 資 産 合 計	106,832
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	394,408

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	157,782
売上総利益	22,453
販売費及び一般管理費	135,329
営業利益	126,636
営業外収益	8,693
受取利息	896
受取配当金	94
持分法による投資利益	28
貸倒引当金戻入	20
貸倒成替差	2,534
為替差益	5
その他	349
営業外費用	3,929
支払利息	339
控除対象外消費税	439
シケートの口外手数料	489
その他	231
経常利益	1,499
特別利益	11,123
固定資産売却益	226
関係会社株式売却益	14
助成金収入	6
株式給付引当金戻入	1,628
特別損失	1,876
固定資産売却損	28
固定資産除却損	39
減損	2,121
関係会社株式売却損	0
新型コロナウイルス感染症による損失	9
その他	18
税金等調整前当期純利益	2,218
法人税、住民税及び事業税	4,843
法人税等調整額	△27
当期純利益	5,964
非支配株主に帰属する当期純利益	188
親会社株主に帰属する当期純利益	5,775

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		118,121	流動負債		74,227
現金及び預金	金形金	18,932	買掛金	金	1,018
受取手形	証券	1	短期借入金	金	8,799
売掛金	証券	5,439	一年以内返済予定の長期借入金	金	16,550
商販用不動産	品	3,601	未払戻金	金	496
原材料	品	176	未払費用	金	6,753
仕掛品	品	5,896	未払法人税等	金	4,512
貯蔵品	品	567	未払消費税等	金	251
前払費用	品	6,703	前払消費税等	金	2,003
未収法人税	品	258	関係会社預り金	金	19,191
短期貸付金	品	1,181	預り金	金	3,160
倒引当金	品	545	前借受取引当金	金	1,861
	品	73,369	債務保証損失引当金	金	9,349
	品	1,569	その他	金	241
	品	△122		金	37
固定資産		190,557	固定負債		158,456
有形固定資産		110,641	長期借入金	金	21,979
建物	物	64,546	退職給付引当金	金	8,664
構築物	物	2,863	株式給付引当金	金	1,949
機械及び装置	物	1,088	関係会社預り金	金	380
船舶	物	0	長期預り保証金	金	20,421
運搬用具及び備品	品	105	償却型長期預り保証金	金	25,740
工具	品	2,345	資産除の	金	76,574
工事	品	3,269		金	120
土地	品	28,164		金	2,626
建物	品	3,664			
建設仮勘定	品	4,592			
無形固定資産		5,363	負債合計		232,684
借商標	権	1,557			
ソフトウエア	権	17	純資産の部		
施設利用権	権	3,497	株主資本		73,625
その他	権	62	資本金		19,590
	権	227	資本剰余金		22,478
投資その他の資産		74,553	資本準備金		19,238
投資有価証券	品	26,034	その他資本剰余金		3,239
関係会社株	品	23,723	利益剰余金		35,069
長期貸付金	品	11,930	利益準備金		371
長期前払費用	品	669	その他利益剰余金		34,698
繰延税金	品	8,549	別途積立金		30,100
繰上保引当金	品	3,587	繰越利益剰余金		4,598
倒引当金	品	97	自己株式		△3,513
	品	△40	評価・換算差額等		2,056
	品		その他有価証券評価差額金		2,056
	品		新株予約権		313
資産合計		308,679	純資産合計		75,995
			負債及び純資産合計		308,679

損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	106,310
売上原価	17,980
売上総利益	88,329
販売費及び一般管理費	87,108
営業利益	1,220
営業外収益	
受取利息	1,354
有価証券利息	793
受取配当金	94
貸倒引当金戻入	21
為替差益	1
助成金の収入	1,960
その他の収入	451
営業外費用	
支払利息	473
控除対象外消費税等	147
シンジケートローン手数料	489
その他の	155
経常利益	1,266
特別利益	4,631
固定資産売却益	0
関係会社株式売却益	12
株式給付引当金戻入	1,628
特別損失	
固定資産売却損	22
固定資産除却損	18
減損損失	545
税引前当期純利益	5,686
法人税、住民税及び事業税	1,398
法人税等調整額	416
当期純利益	3,871

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月15日開催の取締役会において、一般向けホテル「ホテルトラスティ」6施設の営業を2022年3月31日で終了し、会社が所有する固定資産については譲渡を、賃借施設含めホテル運営についてはオペレーションのチェンジをすることを決議し、2022年4月28日に当該固定資産を譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号、2020年3月31日）等を適用している。

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月15日開催の取締役会において、一般向けホテル「ホテルトラスティ」6施設の営業を2022年3月31日で終了し、会社が所有する固定資産については譲渡を、賃借施設含めホテル運営についてはオペレーションのチェンジをすることを決議し、2022年4月28日に当該固定資産を譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を重点監査項目と設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制（金融商品取引法第193条の2第2項）については、代表取締役社長及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムに関する取締役会決議の内容）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はなく、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、「有効」である旨の報告を代表取締役社長及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

リゾートトラスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	美濃羽英伸	㊟
監査等委員	相羽洋一	㊟
監査等委員	赤堀聰	㊟
監査等委員	中谷敏久	㊟
監査等委員	三宅勝	㊟

(注) 監査等委員相羽洋一、赤堀聰、中谷敏久及び三宅勝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上